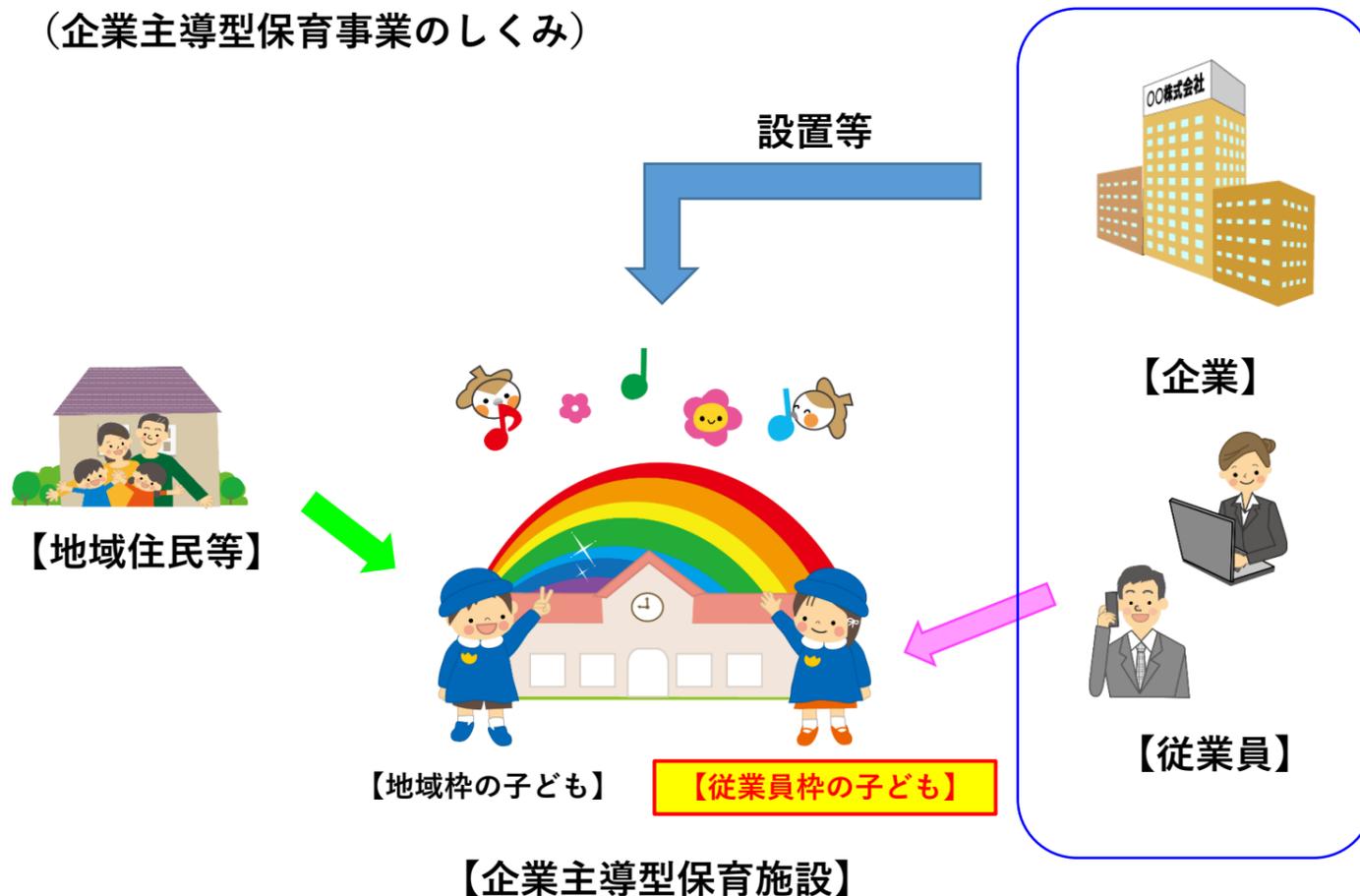


企業主導型保育利用者負担軽減事業について

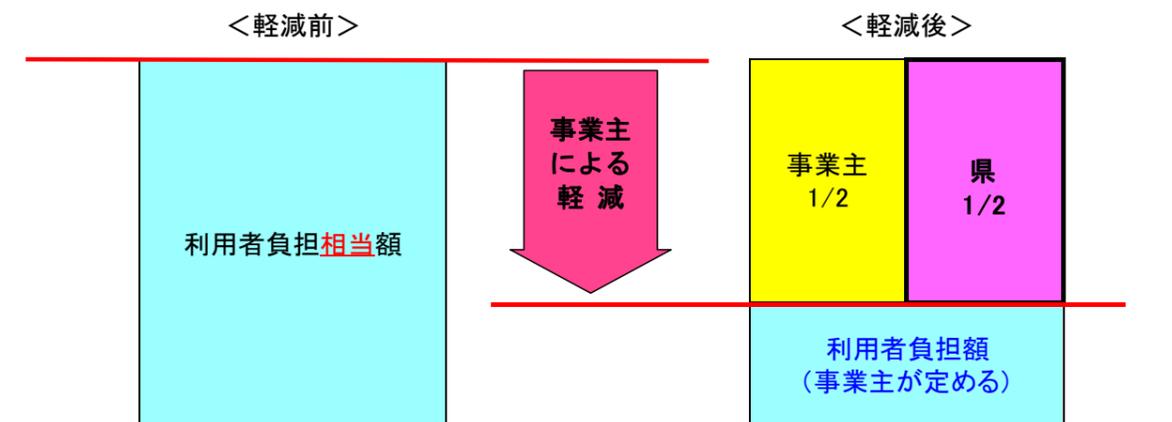
企業主導型保育事業における利用者負担の軽減に取り組む事業主を支援することにより、保育の受け皿を拡大（待機児童の解消）するとともに、県内女性の就労を促進（女性活躍の推進、県内就労の促進）し、併せて、企業誘致（経済の活性化、働く場の確保）にも寄与します。

（企業主導型保育事業のしくみ）



（県の取組）

企業主導型保育事業（従業員枠）における利用者負担軽減に要する経費に対し補助



「企業主導型保育事業」とは・・・

- ・企業が自ら保育施設を設置する等して、自社の従業員等の子どもを対象に保育を行う事業。
- ・自社の従業員等のための「従業員枠」だけでなく、従業員以外の地域住民の利用を認める「地域枠」を設定することも可能。
- ・一定の基準を満たすことにより、公益財団法人児童育成協会から国費を財源とした助成金を受けることができる。
- ・利用者負担額は事業主が設定するが、助成金は国が定める額（利用者負担相当額）を基準として支払われるため、国が定める利用者負担相当額を下回る利用者負担額とした場合には、その差額は事業主の負担となる。

＜補助対象者＞

企業主導型保育事業を実施し、従業員枠の利用者負担を軽減する事業主

＜対象児童＞

企業主導型保育事業を実施する事業主の従業員等の3歳未満の子ども
※出生順位（第1子、第2子、第3子…）は問わない。

＜補助対象経費＞

国が定める利用者負担相当額と事業主が定める利用者負担額の差額

＜補助対象期間＞

企業主導型保育施設の開設から3年間



＜負担区分＞

県 1 / 2 事業者 1 / 2